

2023年北海道ブラックアンドホワイトショウ開催要領

1. 目的 ホルスタイン種の改良を図り、相互の親睦と技術の向上を期す。
2. 会名 2023年北海道ブラックアンドホワイトショウ
3. 主催 北海道ホルスタイン改良協議会
4. 事務局 北海道ホルスタイン改良協議会事務局
(北海道ホルスタイン農業協同組合内)
5. 協賛 北海道ホルスタイン農業協同組合
北海道ジュニアホルスタインクラブ運営委員会
北海道ジャージー酪農振興協議会
6. 後援 北海道
(一社)ジェネティクス北海道
(一社)家畜改良事業団
(株)十勝家畜人工授精所
ホクレン農業協同組合連合会
STジャパン(株)
オールジャパンプリーダーズサービス(株)
(株)野澤組
全国酪農業協同組合連合会
フィード・ワン(株)
アニマルジェネティクスジャパン(株)
アルタジャパン(株)
(株)十勝畜産貿易
7. 会期 令和5年5月27日(土)9:00~16:30
28日(日)8:00~13:00
8. 場所 勇払郡安平町早来新栄 北海道ホルスタイン共進会場
9. 出品区域 北海道一円(道外からの出品も拒まない)
10. 出品頭数 約250頭
11. 審査員 主催者が委嘱する。
12. 出品牛の資格 国内で登録されたホルスタイン種及びジャージー種。(輸入牛ならびに申請中のものも含む)
第1部のジュニアカップ及び第8部のリードマンシップコンテストは北海道ジュニアホルスタインクラブ会員及び改良に意欲のある小学校高学年以上20歳以下の者が誘導すること。
また、第1部の出品牛については、自己で毛刈りと世話をすること。
13. 申込期限 令和5年4月24日(月)まで事務局へ申込むものとする。申込締切後、申込牛及び8部のリードマンの入替えは認めない。
14. 申込方法 出品希望者は、申込書に登録証明書の写し(登録申請中のものは、登録申請書写し)と出品申込料を添えて各地区の事務局経由で申込むものとする。ただし、出品申込料は理由の如何にかかわらず返金しない。
15. 会場申込 令和5年5月26日(金)16時まで共進会場にて受付する。前記の書類および衛生検査証明書を必ず持参すること。ただし、出品名簿には掲載しない。
16. 出品申込料 1頭につき3,000円とし、会場申込は1頭につき10,000円とする。
17. 審査区分 別表のとおりとする。

18. 年齢区分 出品牛の年齢は令和5年5月31日を基準とする。
19. 出品牛の搬入 令和5年5月25日(木)11時から17時、26日(金)9時から15時までに会場に入場しなければならない。

(1) 防疫搬入基準

1) 搬入時の検査体制

立会獣医師が体貌検査を実施し、主催者が立ち会う。

2) 診断書が添付されている搬入牛の対応

搬入時の体貌検査の判断を優先する。

3) 搬入可否

搬入可否は、立会獣医師の判断を仰いで、主催者が決定する。

搬入後、万が一皮膚病、イボ等体表に異常が確認された場合は、隔離又はすみやかに搬出し、ショウへの出品を認めない。主催者の決定に従わない場合もしくは圧力、暴言等があった場合その出品者の全牛の搬入を認めない。

20. 出品牛の衛生条件

出品牛は、ヨーネ病・アカバネ病・牛呼吸器病等について、別表の衛生条件を満たし、所定の衛生検査・予防接種・健康検査を済ませ、獣医師が発行する「衛生検査・予防接種・健康証明書」(別紙)を提出すること。

又、真菌症等の皮膚病に罹患していないこと及びイボ等体表(乳房も含む)に異常のないこと。

21. 牛 乳 受入れしない。ただし、貯乳槽を用意する。

22. 付 則

- (1) 出品牛の退場は、原則として全審査終了後とする。
- (2) 出品についての経費および事故による損害は出品者の負担とする。
- (3) 審査時間までに審査場に入場しないものは欠場とみなす。
- (4) 出品牛は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律72号)第9条に規定する所定の耳標を装着しているものとする。
- (5) 第8部の供試牛は、出品牛に限る。
- (6) 審査、擬賞に対して異議の申し立てをすることは出来ない。
- (7) 出品牛の体の欠陥を欺く目的で、手術又は不正な手段を加えたと認められた時は、失格とする場合がある。出品時のマナーについては「北海道ホルスタインナショナルショウ倫理規程」に準じる。
- (8) ジャージー種の部に出品する場合は、北海道ジャージー酪農振興協議会会員であること。
- (9) 新型コロナウイルス感染防止対策は、取り纏め留意事項に記載し実施する。
- (10) その他、この要領に定められていない事項は、主催者が決める。
- (11) 出品申込料振込先 北海道信連本所 普通預金口座
口座番号：064-1914
口座名：北海道ホルスタイン改良協議会

別表

出品牛の衛生条件

検査・注射等の証明が必要な疾病等	衛生条件等	検査・注射等を行う期間
ヨーネ病	<ul style="list-style-type: none"> 搬入日前6ヵ月以内にスクリーニング法による検査（陽性の場合は家畜伝染病予防法施行規則別表第一による確定検査）を実施し陰性であること。 なお、出品牛は、国が定めた「牛のヨーネ病防疫対策要領」に基づくカテゴリーⅠの農場で飼養されていることを原則とし、カテゴリーⅡの農場から出品する場合には、次の条件を満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> a 当該農場の患畜最終発生から6ヵ月が経過していること。 b 最低3ヵ月の間隔を空けた2回以上の抗原検査（リアルタイムPCR法又は培養検査法）を実施し陰性であること。（2回目の検査は搬入日前6ヵ月以内に実施すること。） 	令和4年11月26日以降
アカバネ病	<ul style="list-style-type: none"> 搬入日前3週間以上6ヵ月以内に獣医師による予防接種を受けていること。 	令和4年11月26日から令和5年5月4日
牛呼吸器病	<ul style="list-style-type: none"> 搬入日前3週間以上6ヵ月以内に獣医師による予防接種（5種混合生又は不活化ワクチン或いは6種混合ワクチン）を受けていること。 	令和4年11月26日から令和5年5月4日
体貌検査	<ul style="list-style-type: none"> 搬入日前1週間以内に獣医師による臨床検査を受け、皮膚病、イボ等により体表に異常のない旨の証明 	令和5年5月19日以降

注1：監視伝染病等の発生農場からの出品については、他の出品家畜への感染の可能性も否定できないことから、原則として出品を認めない。但し、清浄化の判断ができる場合はこの限りでない。

注2：真菌症等の皮膚病及びイボ等体表（乳房も含む）に異常があるものは、他の牛への感染の恐れがあるため、罹患牛は搬入を認めない。

注3：「カテゴリーⅠ」とは、清浄確認が行われており、牛のヨーネ病防疫対策要領第3「発生予防対策」の規定により予防対策を講じ、かつ、第4の1「サーベイランスの実施及び証明書の交付」に定めるサーベイランスで陰性が確認された状態をいう。

「カテゴリーⅡ」とは、本病の発生があり、第5「発生確認時の防疫措置」に規定する措置又は第6「まん延防止対策」に規定する対策を講じている状態をいう。

注4：「5種混合生ワクチン」とは、牛伝染性鼻気管炎（IBR）、牛ウイルス性下痢粘膜病（BVD-MD）、牛パラインフルエンザ（PI）、牛RSウイルス病（RS）及び牛アデノウイルス病（AD）の混合ワクチンをいう。また、「5種混合不活化ワクチン」とは、牛伝染性鼻気管炎（IBR）、牛ウイルス性下痢粘膜病1型・2型（BVD-MD1・2）牛パラインフルエンザ（PI）、牛RSウイルス病（RS）をいう。「6種混合ワクチン」とは、牛伝染性鼻気管炎（IBR）、牛ウイルス性下痢粘膜病1型・2型（BVD-MD1・2）、牛パラインフルエンザ（PI）、牛RSウイルス病（RS）及び牛アデノウイルス病（AD）の混合ワクチンをいう。

注5：「アカバネワクチン」はアカバネ単体ワクチンの他「牛異常産3種混合不活化ワクチン」および「牛異常産4種混合不活化ワクチン」も認める。

* 「牛異常産3種混合不活化ワクチン」とはアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症

「牛異常産4種混合不活化ワクチン」とはアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症

およびピートニウイルス感染症の混合不活化ワクチンをいう。

2023年北海道ブラックアンドホワイトショウ 審査区分

ホルスタイン種の部

基準日 令和5年5月31日

部 別	区 分	月・年 齢	生 年 月 日 の 範 囲
第1部	ジュニアカップクラス	9カ月未満	令和 4年 9月 1日 以降
第2部	育成シニアクラス	9カ月以上11カ月未満	令和 4年 7月 1日 ~ 令和 4年 8月 31日
第3部	未経産ジュニアクラス	11カ月以上13カ月未満	令和 4年 5月 1日 ~ 令和 4年 6月 30日
第4部	未経産ジュニアミドルクラス	13カ月以上15カ月未満	令和 4年 3月 1日 ~ 令和 4年 4月 30日
第5部	未経産ミドルクラス	15カ月以上18カ月未満	令和 3年 12月 1日 ~ 令和 4年 2月 28日
第6部	未経産シニアミドルクラス	18カ月以上21カ月未満	令和 3年 9月 1日 ~ 令和 3年 11月 30日
第7部	未経産シニアクラス	21カ月以上24カ月未満	令和 3年 6月 1日 ~ 令和 3年 8月 31日
第8部	リードマンシップコンテスト	* 供試牛は出品牛に限る	
第9部	ジュニア2歳クラス	30カ月未満	令和 2年 12月 1日 以降
第10部	シニア2歳クラス	30カ月以上36カ月未満	令和 2年 6月 1日 ~ 令和 2年 11月 30日
第11部	ジュニア3歳クラス	36カ月以上42カ月未満	令和 元年 12月 1日 ~ 令和 2年 5月 31日
第12部	シニア3歳クラス	42カ月以上48カ月未満	令和 元年 6月 1日 ~ 令和 元年 11月 30日
第13部	4歳クラス	4歳以上5歳未満	平成 30年 6月 1日 ~ 令和 元年 5月 31日
第14部	5歳クラス	5歳以上6歳未満	平成 29年 6月 1日 ~ 平成 30年 5月 31日
第15部	成牛クラス	6歳以上	平成 29年 5月 31日 以前
第16部	ベストスリーフィーメール	経産牛 3頭1組	
第17部	カウンティハード	管内対抗 5頭1組 (未経産牛2頭以上含むこと)	
	チャンピオン決定		
	プレミアブリーダーおよびプレミアエキジビター		

ジャージー種の部

第18部	ジャージー種 未経産ジュニアクラス	10カ月以上16カ月未満	令和 4年 2月 1日 ~ 令和 4年 7月 31日
第19部	ジャージー種 未経産シニアクラス	16カ月以上22カ月未満	令和 3年 8月 1日 ~ 令和 4年 1月 31日
第20部	ジャージー種 3歳未満クラス	36カ月未満	令和 2年 6月 1日 以降
第21部	ジャージー種 3歳以上クラス	36カ月以上	令和 2年 5月 31日 以前

- (注) (1) 出品頭数の少ない部は、他の部と合併して審査することがある。
 (2) 第9部から第15部までの各部および第20部、第21部については、乳器審査を同時に行い、ベストブリーダーおよびセカンドベストブリーダーを表彰する。
 (3) ベストスリーフィーメールは、同一農家で飼養されている経産牛3頭1組とする。
 (4) 第1部は生後6カ月以上でスクリーニング法によるヨーネ病検査実施済みであること。
 (5) プレミアブリーダーおよびプレミアエキジビター (ホルスタイン種) の条件
 1牧場3頭以上出品 得点 未経産 1位→10点 ~ 10位→1点 経産 1位→20点~10位→2点